

○新見市哲多体育施設条例

平成17年3月31日

条例第340号

(設置)

第1条 市民の体位の向上を図るとともに、心身ともに健全で教養豊かな市民を育成するため、新見市哲多体育施設（以下「体育施設」という。）を設置する。

(位置)

第2条 体育施設の位置は、別表第1のとおりとする。

(使用の許可)

第3条 体育施設を使用しようとする者は、体育施設使用許可申請書（様式第1号）を提出し、体育施設使用許可書（様式第2号）により新見市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないことができる。

(1) 公共の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 施設等を損傷するおそれがあるとき。

(3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) その他体育館の管理上不適当と認められるとき。

3 教育委員会は、前項の許可に体育施設の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(使用許可の取消し等)

第4条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は体育施設の使用を中止させることができる。

(1) この条例又は規則の規定に基づく処分に違反したとき。

(2) 第3条第3項の条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

(4) その他教育委員会が特に必要と認めたとき。

(使用料)

第5条 使用者は、別表第2に掲げる使用料を前納しなければならない。ただし、前納に適さないものに関しては、この限りでない。

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由により使用することができなくなったとき、又は市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第6条 教育委員会は、特に必要があると認めたときは、電灯料を除き前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第7条 施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第8条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 施設の使用の許可に関する業務
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) その他施設の設置の目的を達成するために必要な業務

(指定管理者の指定手続等)

第9条 指定管理者の指定手続等については、新見市公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年新見市条例第14号）の規定に基づき実施するものとする。

(損害賠償)

第10条 指定管理者又は使用者は、施設設備その他物件を損傷し、又は滅失したときは、教育委員会の定めるところによりその損害を賠償しなければならない。

(読替規定)

第11条 第7条の規定により指定管理者を指定した施設については、第3条、第4条及び第6条の「教育委員会」並びに第5条の「市長」を「指定管理者」に読み替えるものとする。

2 前項の場合において、この条例に定める「使用料」を「利用料金」に読み替え、指定管理者に収受させることができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、哲多町総合体育施設設置条例（昭和54年哲多町条例第9号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年12月26日条例第425号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月23日条例第35号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年6月29日条例第60号）

この条例は、平成19年8月1日から施行する。

附 則（平成19年9月28日条例第83号）

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成26年3月20日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成２９年３月２１日条例第１４号）

この条例は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則（平成３１年３月２５日条例第１６号）

この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則（令和４年３月２２日条例第１４号）

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和６年３月２５日条例第２５号）

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

別表第１（第２条関係）

施設の名称	所在地
野球場	新見市哲多町花木１０９０番地
哲多農村広場	新見市哲多町花木１０８９番地
若者センター	新見市哲多町花木１０９０番地
緑の広場	新見市哲多町花木２５７８番地
荒戸山コミュニティー広場	新見市哲多町田淵１０９５番地１
萬歳多目的広場	新見市哲多町矢戸９７２番地
荒戸山イベントハウス	新見市哲多町田淵１０９５番地１
萬歳上屋付多目的広場	新見市哲多町矢戸６６２番地４
哲多上屋付多目的広場	新見市哲多町花木１０９０番地
久保井野キャンプ場	新見市哲多町花木１５４８番地
荒戸山展望台	新見市哲多町田淵２６３０番地１

別表第２（第５条関係）

施設の名称	使用料	備考
野球場	１時間 ５００円	電灯料：１時間 ３，０００円
哲多農村広場	１時間 ２００円	電灯料：１時間 ２，０００円
若者センター	１時間 ３００円 （うち電灯料１５０円を含む。）	宿泊料：１泊 ４，０００円 １人 ５００円
緑の広場	１回 １００円又は年間３，０００円（１人）	専用使用：１時間 ２００円
荒戸山コミュニティー広場	１回 １００円又は年間３，０００円（１人）	専用使用：１時間 ２００円
萬歳多目的広場	１回 １００円又は年間３，０００円（１人）	専用使用：１時間 ２００円
荒戸山イベントハウ	１回 １００円又は年間３，	専用使用：１時間 ２００円

使用者が本市の住民以外である場合は、使用料に当該使用料から電灯料を除いた金額の５０％を加算するものとする。

ス	0 0 0 円（1 人）	電灯料：1 時間 1 0 0 円
萬歳上屋付多目的広場	1 回 1 0 0 円又は年間3, 0 0 0 円（1 人）	専用使用：1 時間 2 0 0 円 電灯料：1 時間 1 0 0 円
哲多上屋付多目的広場	1 回 1 0 0 円又は年間3, 0 0 0 円（1 人）	専用使用：1 時間 2 0 0 円 電灯料：1 時間 1 0 0 円
久保井野キャンプ場	1 回 3 0 0 円（1 サイト）	

○新見市哲多体育施設条例施行規則

平成１７年３月３１日
教育委員会規則第５９号

（趣旨）

第１条 この規則は、新見市哲多体育施設条例（平成１７年新見市条例第３４０号。以下「条例」という。）第９条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（使用時間及び期間）

第２条 体育施設の使用時間は、午前９時から午後１０時までとする。ただし、宿泊可能な施設については、この限りでない。

２ 体育施設の使用期間は、１月４日から１２月２８日までとする。ただし、久保井野キャンプ場については、４月１日から１１月３０日までとする。

３ 新見市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、体育施設の運営上必要と認めるときは、使用時間を変更することができる。

（使用者の遵守事項）

第３条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （１） 使用の許可を受けた施設以外の施設に立ち入らないこと。
- （２） 使用の許可を受けた設備以外の設備を使用しないこと。
- （３） 火災、盗難等の発生予防に留意すること。
- （４） その他教育委員会が必要と認める事項

（損壊等の届出）

第４条 使用者は、施設設備その他の物件を損壊したときは、速やかに教育委員会へ届け出てその指示に従わなければならない。

（その他）

第５条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成１７年３月３１日から施行する。

附 則（平成２６年３月３１日教委規則第３号）

この規則は、公布の日から施行する。